

令和8年度

三次市立八次中学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市立八次中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成と自己実現を目指し、義務教育終了までの見通しを持った指導について、共通認識、共通実践を図るためのものである。

◇みよし学びの共創プラン 基本理念

高い志をもち、夢や目標に向けて挑戦し、自立を図るとともに、多様な共創により住み続けたいまち三次を実現する、心豊かでたくましいひとづくり

◇八次地区コミュニティスクール教育目標

やつぎを愛し、自律と貢献の志を持った児童生徒の育成

◇八次中学校校訓「創造」

◇八次中学校教育目標

「自ら学び、挑戦するたくましい生徒の育成」

◇生徒会スローガン

一心共力(いっしんきょうりよく)
～ with members ～

◇めざす生徒像

- 1 夢や目標に向かって努力できる生徒
- 2 多様性を認め、心優しい行動ができる生徒
- 3 自分の思いを表現し、他者と協働できる生徒
- 4 自ら考え、困難にも挑戦していく生徒

(目的)

第1条 この規程は、三次市立八次中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、主体

性を持ち、自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

本校では、すべての生徒の進路を実現するために、「高校入試や就職活動等に適切に対応できる身だしなみ」等を基準とし、それを一貫して指導する。

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールやマナーを守り、安全に登下校をする。

(1)登下校

- ① 徒歩による通学者は、歩道でのマナーを守り安全に通学する。但し、次の地域、または特別な事情がある場合は、自転車通学を許可する。

【自転車通学許可地域】

自宅から学校までの距離が2km以上
(別紙 地図を参考)

- ② 自転車による通学者は、自転車通学ルール【自転車通学の心得】に従い、安全に留意して通学路を通る。安全確保の面から、ヘルメットは、記名の上、着用することとし、交通安全教室を自転車通学者に対して行い、自転車通学許可シールの発行を行う。

【八次中学校 自転車通学の心得】

道路交通法(自転車に関する交通ルール)を必ず守る。

- 1 ヘルメットを必ず着用する。
- 2 2人乗りは絶対にしない。
- 3 傘をさして乗らない。
- 4 信号を守る。
- 5 左側を1列になって通学する。
- 6 自転車許可シールを貼る。
- 7 自転車は所定の場所に置く。
- 8 自転車の改造・変形等は絶対にしない。
- 9 自転車保険に加入する。

10 自転車の故障等で、別の自転車（許可シールのない）で通学する場合は、予め申し出ること。

○ 上記の1～10の項目及び「2人乗り」など道路交通法に示される交通ルールを守っていないことが判明した場合には、生徒の命を守ることを考え、自転車通学の許可を取り消す。

③ JR等公共交通機関による通学者は、他の利用者の迷惑にならないよう、社会におけるマナーを守った行動をする。

（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

(1) 日課の開始は8時20分とし、それまでに教室に入って、朝の読書等の準備をする。

(2) 欠席、遅刻の場合、8時10分までに、保護者が原則 Tatoru（テトル）で、その理由とあわせて学校に連絡する。なお、遅刻して登校した場合は、職員室で「登校時間確認用紙」に記入する。また、この用紙を授業場所、授業者に渡す。

(3) 早退の場合、保護者が原則 Tatoru（テトル）で、早退の理由、早退する時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）について、予め学校に連絡する。

(4) 体調不良等で早退しなければならない場合には、学校から保護者と連絡をとり、保護者の迎えでの下校を原則とする。

(5) 原則、登校後は、生徒の安全面を考え、校外には出ることは禁止する。特別な理由が

ある場合は職員室に連絡して許可を得る。

（頭髪）

第4条 頭髪について、次のことを指導する。

学習活動や運動等の教育活動にふさわしい、妨げとならない髪型とする。改善が見られない場合や下記に関する指導に従わない場合は、保護者と連携し、改善に向けた指導として特別な指導を行う。

(1) 極端な刈り上げや特異なカット（上下で大きく長さが異なる等）、頭髪の加工（パーマ・染色・脱色・エクステンション等）、整髪料の使用など、高校入試に対応できない髪型は認めない。なお、整髪料の使用が判明した場合は、速やかに洗って落とすよう指導する。

(2) 生徒の安全面を考え、髪が肩にかかる場合、黒、紺色のゴムで耳より下で一つ結びにする。（だんごは不可）ヘアピンは黒色の小さくてめだたないアメピン（黒色単色で何も装飾のついていない細長いもの）とする等、高校入試に対応できない髪型にしない。

（化粧・装飾・装身具・不要物）

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、学校は学習する場であることを踏まえ、次のことを指導する。なお、改善が見られない場合や下記に関する指導に従わない場合は、保護者と連携し、改善に向けた指導として特別な指導を行う。

(1) ロージュ（色付きリップクリームを含む）、マスク等化粧品類を使用しない。

(2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾、美容整形をしない。

(3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の学校での身だしなみを越えた装飾品をつけることは認めない。

- (4) まゆ毛のそり落とし、まゆ毛の加工をしない。
- (5) 学校での学習活動に必要なものは、持参しない。
- 携帯電話や通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、菓子類(ジュース・アメ・ガム等)、装飾品に加え、ナイフやライターなどの危険物は持ち込みを禁止する。
 - 飲み物を持参する場合は、お茶か水に限る。なお、生徒の安全面及びゴミの処理を考え、飲み物は水筒に入れて持参することとし、ペットボトルの持ち込みは禁止する。
 - 不要物の持ち込みが判明した場合は、学校で預かり、保護者と連携の上、保護者に返却する。ただし菓子類は没収し、廃棄する。
 - 化粧をしている場合は速やかに洗うなどして落とす指導を行う。

(服装・身なり等)

第6条 制服等、身だしなみについては、次のことを指導する。なお、改善が見られない場合や下記に関する指導に従わない場合は、保護者と連携し、改善に向けた指導として特別な指導を行う。

校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服(服装)を正しく着用する。休業日についても、原則として制服で登下校する。また、下校後、再登校する場合も、制服で登校する。ただし、部活動のために登下校する場合には、各所で定められた服装でもよい。

(1) 本校指定の制服

① 男子制服

(冬用)ブレザー、ネクタイ、ズボン、長袖カッターシャツ

(夏用)半袖紺色ポロシャツ、半袖開襟シャ

ツ、ズボン(ネクタイはしない)

② 女子制服

(冬用)ブレザー、リボン、スカート、ズボン、長袖ブラウス

(夏用)半袖紺色ポロシャツ、半袖ブラウス(開襟=上のボタンをはずしリボンはしない)、スカート、ズボン

※ 希望者のみ夏用ベスト着用可

※ ブレザーは名字が刺繍してあるものを着用すること。

③ 男女共通

(冬用)希望者のみニットベスト、ニットセーター着用可

④ 夏服、冬服、衣がえ等の期間は原則、設けない。気象状況や気温の変動を踏まえ、各生徒がその都度判断の上、制服を正しく着用する。

※冬服を着用する場合は必ずネクタイ、リボンを着用すること。

⑤加工した制服やネクタイ、リボンの着用は認めない。

(2) カッターシャツ・ブラウス・半袖紺色ポロシャツ・下着

① 長袖カッターシャツ、長袖ブラウスのボタンは全てとめる。また、半袖、長袖に限らず、カッターシャツ及びブラウスを着用の際は、ズボンやスカートから出さない(シャツ出しは認めない)。

② 半袖紺色ポロシャツは、ズボンやスカートから出して着用しても構わない。

③ 下着を着用する場合は、無地(白、黒、紺、グレーの単色)のものとする。下着は首元から見えないようにする。

(3)ズボン・スカート

①ズボン

ベルトを必ず着用する。腰パン(ズボンを

ずらした着こなし)や裾擦り(床に裾がつき破れる)、変形等は禁止とする。

②ベルト

ベルトの色は黒色のみとし、穴は1列とする。

③女子のスカート

スカートの腹部を折り曲げない。スカート丈は、膝が見えない(隠れる)長さとする。

(4)靴下

①白色、黒色、紺色、グレーで無地のものとする。ルーズソックスや色柄の入っているもの、くるぶしが隠れない靴下は禁止とする。なお、ワンポイントや1本のライン入り、内外の対照的なワンポイントは可とする。

②冬季にストッキング・タイツは着用しても良いが、無地で華美でないものとする。

(5)通学靴

①学校指定の白い運動靴とする。正しい身だしなみとするため、かかとを踏まない。

【指定靴】

(通学用)教育シューズ

MS9000TU GT-4500 TT-1600

(屋内用)PK-X3

②雨天時や降雪時は、長靴等を使用してもよい。また、指定靴が雨や雪でぬれて、別の靴を履いて登校する場合には、登校後に職員室に申し出ること。

(6)上履き・体育館シューズ

①学校の指定のものを使用する。正しい身だしなみとするため、かかとを踏まない。

(7)セーター・ベスト

①ニットベストやニットセーターは本校指定のものに限る。

②制服の裾や袖口からからはみ出さない。制服におさまる長さのものを着用すること。

(8)防寒着(ウインドブレーカー等)

①冬季の防寒着は、登下校時のみ着用してもよい(原則、校舎内での着用は不可)。

②防寒着を着用する場合は、部活動の防寒着、または、白、黒、紺、グレーの単色(ワンポイントは可)で華美でない前開きのものとする。パーカーやトレーナー等は禁止とする。

(9)体操服

①本校指定の体操服(八次小学校と兼用のもの)を着用する。

②体育の授業における防寒着の使用は、本校指定の長袖、長ジャージを着用しても防寒対策として必要な気候の際に、(8)②に示すものの使用を認める。

(校内の生活に関すること)

第7条 校内の生活については、各年度に示す「八次中学校「生徒としての基本」自己点検表」(別紙)に定める、生活及び学習についての項目を基本としながら、次のことを指導する。なお、改善が見られない場合や下記に関する指導に従わない場合は、保護者と連携し、改善に向けた指導として特別な指導を行う。

(1)あいさつ・言葉づかい

①校内や登下校において、自分から進んであいさつをする。

②授業や行事・集会等では、場に応じた礼儀正しいあいさつをする。

③職員室や保健室、事務室等に入るときは、「入室、退室のルール」にしたがって、適切な身だしなみ、あいさつをする。

④どんな場面においても、適切で丁寧な言葉づかいをする。特に、場に応じて敬語を正しく使うこと。

(2) 授業

時間を守って、授業を大切にす。

- ① 授業に集中できるように、家庭での生活リズムを整えて、早寝、早起き等、規則正しい生活をする。
- ② 開始2分前までに、授業準備をして着席し、授業に前向きに取り組む。
- ③ 自分の教科書・ファイル等に、必ず記名する。
- ④ 授業担当教員の指導に従って、他の人に迷惑をかけない。
- ⑤ 授業開始時、終了時には、号令に合わせて起立し、「お願いします」「ありがとうございました」のあいさつの後、礼をする。(丁寧なあいさつ)
- ⑥ 授業時には、私語をすることなく、応答、言葉づかいは適切な声の大きさと正しく行う。

(3) 休憩時間

- ① 校外に出てはいけない。
- ② 次の授業場所以外の教室等に入ってはならない。また、他学年の階には行かない。
- ③ 校内放送がある場合は、静かに聞く。
- ④ 教室、廊下等で大声で騒いだり、走ったりしない。

(4) 環境整備・掃除

整った学びの環境をみんなで創るため、4S(整理・整頓・清掃・清潔)を意識し実行する。

- ① 学校の施設や道具、草花や樹木など、学校の物品等を大切にす。
- ② 自分の机の中やロッカー、掃除道具入れなどは、美しく整理整頓をする。
- ③ 靴箱には靴やシューズを整えて入れる。
- ④ 授業に集中できるように、教室前面の掲示物は控える。また掲示物は、丁寧にまっすぐ、整理整頓して掲示する。
- ⑤ 掃除は、各場所の掃除担当者が協力し

合い、時間いっぱい取り組む。

- ⑥ 日ごろから進んでゴミを拾ったり、整理整頓をしたりするなど、環境美化に努める。

(5) 保健室利用

- ① 体調がすぐれない場合、教科担当教員に伝えた上で、保健室を利用することができる。
- ② 利用時間は、1時間程度。体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者に連絡をし、原則、保護者の迎えを要請する。帰宅後は自宅で休養する。
- ③ 度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診をすすめる。
- ④ 虐待の疑いがある場合は、学校から関係機関に通告する。

※虐待:身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、または、虐待が疑われる場合。

※保護者としての監護を著しく怠る等の疑いがある場合。

(6) 給食

- ① 給食当番の人は、エプロン、マスク、三角巾を持参する。
- ② 給食準備、給食前には、手洗いをするなど、衛生面に注意する。
- ③ 給食時間終了までは、自分の席に着き、教室外には出ない。

(7) 教育相談

学校に相談したい場合、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを利用することができる。また、必要に応じて関係機関と連携することもできる。

(8) 部活動

- ① 学校の部活動又は地域クラブ、習い事等のいずれかを選択し、所属することを原則と

する(選択した活動について、4月に所属届を提出する)。

- ② 学校の部活動においては、進級時の転部を認める。その際、担任、所属している部の顧問及び転部先の顧問と相談する。なお、特別な事情がある場合は、関係教員と連携の上、年度途中に1度だけ転部を認める。
- ③ 毎週木曜日と定期テストの1週間前から定期テスト終了日まで、原則、部活動は停止する。
- ④ 活動時の服装は、各部で定められたものとする。また、持ち物に記名し、管理は各個人で行うこと。
- ⑥ 部活動時間外、部室への出入りはしない。部室の鍵を借りる場合は、職員室のボードに記名すること。
- ⑦ 駅伝部(7月～11月)については、他の部活動と兼部することができる。

(9) その他

- ① 学校内の施設設備、備品等を破損した場合や発見した時は、教員に申し出る。破損費用は、原則、各家庭で実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。
- ② 卒業生や学校関係者以外の者は、学校内への無断での立入りは禁止する。用事がある場合は、職員室(事務室)へ声をかける。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に退出しない場合、警察等、関係機関と連携する。
- ③ 放課後や休業日等に忘れ物等をして学校に来る場合は、制服で登校する。
- ④ ケガや体調不良等で、保護者が送迎する場合は、教員に事前に申し出て、校内の駐車場で乗降する。正門前や地域住民の迷惑になる場所で乗降車しないこと。

第3章 校外での生活に関すること

生徒は、法令・法規を遵守するとともに、社会のルールやマナーを守り、時と場に応じた適

切な判断をして行動すること。なお、本章については、校外であることから、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。また、本章の指導は、学校は家庭・関係機関等と連携の上、指導する。指導に従わない状況や反省することなく繰り返し指導を受ける状況が見られる生徒については、特別な指導を行う。

(校外の生活)

第8条 校外の生活については、次のことを指導する。

(1) アルバイトは禁止する。

(2) 外出の際は次のことを守る。

- ① 生徒は、特別な事情がない限り、午後6時までに帰宅する。
- ② 出かける際は、行き先・帰宅時間を必ず保護者に報告する。
- ③ 生徒だけの三次市外への外出は、原則として禁止する。
- ④ 下校後の外出の際、制服を着用したままで商業施設等に行かない(着替えて外出すること)。※ただし、保護者同伴の場合この限りではない。
- ④ 生徒だけの飲食店、娯楽施設等(ゲームセンター、ファミリーレストラン、コンビニエンスストアのイトイン、カラオケボックス、インターネットカフェ等)への入店は禁止する。

(3) 生徒だけの外泊や夜間(日没以降)徘徊は禁止する。

- ① 生徒だけで外泊したり夜間に出かけたりしないこと。
- ② 保護者は、夜間、生徒を外出させないように指導する。
- ③ 広島県青少年健全育成条例を踏まえ、娯楽施設の利用にあたっては、保護者が責任を持つこと。なお、トラブルに巻き込ま

れないために、保護者は夜間（日没以降）、外泊や娯楽施設等の利用をしないよう生徒に指導する。

(4) 情報通信機器の利用

- ① 学校敷地内への携帯電話の持込みを禁止する。
- ② 保護者は、携帯電話等の情報通信機器についての家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の保管場所の設定、情報通信機器（パソコン・ゲーム機等）のフィルタリングに努める。
- ③ 三次市より貸し出されているタブレットは、ルールを守り、学習のみに利用する。
- ④ スマートフォンやタブレット等のSNSの利用に関して、問題やトラブルを未然に防止するために、保護者が使用状況を把握する。また、家庭内での約束やルールを決め、必要に応じてフィルタリング等を利用する。

万が一、問題やトラブルの被害者又は加害者となった場合は、保護者がその対応及び指導することを原則とする。（スマホ詐欺、誹謗中傷、無断で他者の個人情報・写真を送信・拡散等があった場合は、青少年健全育成の視点からも、保護者が警察へ相談をする）

なお、生徒同士の関係性を踏まえ、学校の指導は保護者と協力して行う。

(5) 酒・たばこ類等の購入等

- ① 生徒は酒・たばこ類等を購入できない。
- ② 保護者は、酒、たばこ類等を生徒に購入させない。
- ③ 未成年の飲酒・喫煙は法令等に違反する行為であることから、保護者が責任をも

って指導する。なお、学校が飲酒や喫煙等の状況を把握した場合は、警察等、関係機関と連携する。

(6) 危険箇所への立入り

- ① 生徒は危険箇所や立入禁止箇所、廃屋、池等に立ち入らないこと。
- ② 保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池等、危険が予想される場所に生徒を立入らせないよう指導する。

(7) 交通違反

- ① 生徒は道路交通法を遵守して生活する。
- ② 自転車利用については、被害者にも加害者にもなることを踏まえ、「ヘルメットの着用」と「保険への加入」が望ましい（自転車通学許可願の提出の際には、ヘルメット購入、保険加入が必須である）。
- ③ 保護者は、生徒の交通ルールやマナーについて指導し、道路交通法の違反をさせないようにする。

(8) 金銭の貸し借り、おごるおごられる行為は禁止する。

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、生徒が校内及び校外で問題行動を起こした場合には、よりよい学校生活を送るために、生徒が自分の行動について振り返り、今後は適切な行動ができるよう、学校と保護者が協力して指導し、生徒の自律をめざす。

（問題行動への特別な指導）

第9条 校内・郊外を問わず問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。ただし、発達段階や常習性、生徒実態を考慮して、次の指導段階を行う。本校の定める指導段階は次の通りとする。

【第1段階】—本人への事実確認・説諭・反省・宣誓等の文章の作成及び保護者への連絡。

【第2段階】—第1段階の指導及び保護者への来校要請と保護者面談（今後の指導や対応について協議、協力依頼）。

【第3段階】—第2段階の指導に加え、別に定める反省指導や授業観察等の継続指導。場合によっては、関係機関との連携。

(1) 生徒指導規程等に違反する行為

- ① 不要物や危険物、授業の妨げになる物の持込み
- ② 服装・頭髪違反
- ③ 指導に従わない等の指導無視や授業妨害
- ④ 授業エスケープや授業中に忘れ物を取りに行くなど教室を出る行為、保健室に何度も来室したり長時間過ごしたりするなどの授業に位置付かない行為
- ⑤ 暴言や立ち歩き等、他の人に迷惑をかける行為
- ⑥ 暴言や他の人を馬鹿にする言動等、マナーに反する行為
- ⑦ 不正行為（カンニング等）があった場合。
- ⑧ 道路交通法及び通学違反
- ⑨ 服装や頭髪の違反や化粧等への指導無視
- ⑩ 携帯電話の学校敷地内への持込み。
- ⑪ 登校後の無断外出、無断早退。
- ⑫ スマートフォンやタブレット等のSNSの不適切な利用
- ⑬ 飲酒・喫煙・万引き・火遊びなどの触法行為
- ⑭ 家出及び深夜徘徊
- ⑮ その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為。

(3) いじめ、対教師暴力等について

いじめ、対教師暴力等、事実が重大で教育的に継続指導が必要であると学校が判断できる場合は、第3段階の指導を行う。

① いじめに関わる事案

※いじめの定義「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為

（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

② 対教師暴力

※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）

③ 故意による重大な器物破損・破壊行為

④ 金品強要

⑤ 性に関する問題行動

（特別な指導の方法）

第10条 特別な指導の方法は、次の通りとする。

(1) 別室による個別反省指導

別室での反省や教科指導を行う。別室での指導は、原則5日以内とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、生徒の状況や行為の繰り返し等により、指導期間を変更することがある。

(2) 別室での指導が終了した後も、振り返りカードを利用しながら、面談による指導を継続する。面談による指導も原則として5日間程度とする。なお、改善されない場合には、再び別室指導を行う場合もある。

(3) 教育相談と反省指導を複合した指導

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携して教育相談もあわせて実施する場合がある。

(特別な指導を実施するにあたって)

第11条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、今後の学校生活がよりよいものとなるよう、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、事実に基づいて指導を行い、指導記録を残す。
- (2) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員で確認する。
- (3) 「事実確認表」「振り返りカード」「反省指導記録表」により指導する。また、保護者への連絡を適宜行い、家庭での指導の協力を伝える。
- (4) 特別な指導は組織的に実施し、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や今後の学校生活への展望を持たせる。また、この機会に学習支援、学力補充も行う。
- (5) 特別な指導に従わない場合には、保護者に連絡を取り、対応を協議する。状況が深刻な時には関係機関と連携する場合もある。
- (6) 特別な指導の対象になるような行為があった場合には、原則として学校行事や学年行事、生徒会行事や部活動には参加できない。
- (7) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、また、指導が繰り返される場合には、市教委・警察などの関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導

する。

第5章 規程の改定・周知

(規程の改定等)

第12条 本規程に必要な事項は追加することができる。また、規程を改定する必要がある場合には改定することができる。

(規程の周知)

第13条 年度初めに、学活や学年集会、全校集会等で生徒に説明し、周知する。また、保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接保護者にも説明したり、ホームページでの公開をしたりすることで、保護者や地域に周知する。

(規程の施行)

この規程は、令和8年4月1日より施行する。